

# ◎高山市が行っている住宅関連の助成制度を紹介します

地域政策課 ☎35-3524 福祉課 ☎35-3139 高年介護課 ☎35-3178 林務課 ☎35-3143  
 商工課 ☎35-3144 都市整備課 ☎35-3159 下水道課 ☎35-3150

区分	制度名	補助金額(上限)	補助対象	内 容	担当課
① ㊦	飛驒高山ふるさと暮らし・移住促進事業	賃借料(月額) 1万5,000円 改修費 100万円	飛驒地域以外から高山市に転入し5年以上の居住予定で、空家を賃借する方。または、高山市に居住するために購入した空家を改修される方	・借家等賃借料補助 家賃月額の1/3以内3年間 ・購入持ち家空家改修費補助 購入持ち家空家の改修費の1/2以内	地域政策課
①	障がい者住宅改修助成事業	75万円	身体障がい者、知的障がい者で一定の要件に合う方	玄関、便所、浴室などを対象者の状況に応じて改造する費用に補助(生計中心者の所得税額により変動)	福祉課
㊦	同上(屋根融雪装置)	60万円	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で一定の要件に合う方	屋根融雪装置を設置する費用に補助(生計中心者の市民税額により変動)	福祉課
①	高齢者等住宅改修助成事業	75万円	在宅で生活する要介護認定を受けた方	次の費用に補助(生計中心者の所得税額により変動) ・介護保険給付対象の改造費 ・自立のために必要なもの ・介護保険の1割の自己負担分	高年介護課
①	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事業	18万円	在宅で生活する要介護認定を受けた方	バリアフリーなどの改修費に対し、利用限度額の9割まで補助	高年介護課
㊦	屋根融雪装置設置費助成事業	60万円	65歳以上の高齢者世帯で一定の要件に合う世帯	屋根融雪装置を設置する費用に補助(生計中心者の所得税額により変動)	高年介護課
新 ①	匠の家づくり支援事業	新築 50万円 増改築 20万円	構造材の80%以上に地域材を使用して新築または増改築する方	地域材使用量1㎡あたり2万円	林務課
㊦	木質バイオマス活用促進事業	ストーブ 10万円 ボイラー 30万円	市民、町内会、市内事業者	・ペレットストーブ、薪ストーブ購入費用の1/3以内 ・ペレットボイラーの購入費用の1/3以内	林務課
㊦	若者定住促進事業	月額 1万5,000円	U・I・Jターン者で市内の事業所に就職、就業した35歳未満の方	民間の借家、アパート等の家賃及び駐車場借上料の1/3以内 3年間	商工課
新 ①	市街地景観保存区域損失補償事業	損失部分により補償限度額が異なります。	市街地景観保存区域内の建築物等で景観に影響を及ぼす行為を行う方	市の指導等により損失を受けた費用の1/3または1/2	都市整備課
㊦	景観形成事業(塀等設置)	30万円	景観重点区域内で道路等に面した部分に塀等を新設・改修する方	新設、改修する費用の1/3以内 ※景観にふさわしい塀等であること。	都市整備課
㊦	緑化推進事業(生けがき設置)	9万円	都市計画区域内で道路に面した部分に生けがきを設置する方	生けがき設置費の1/3以内	都市整備課
①	木造戸建て住宅耐震診断事業	無料	木造住宅の所有者	木造住宅耐震相談士が診断します。	都市整備課
①	木造住宅耐震補強事業	強度100% 180万円 強度70%または1階100% 120万円	耐震補強が必要な平成12年5月以前の木造住宅の所有者	補強工事費の10/10	都市整備課
①	木造住宅耐震シェルター設置事業	30万円	高山市災害時要援護者台帳に登録されている方	耐震シェルターの設置費の10/10	都市整備課
①	非木造住宅・木造共同住宅等耐震診断事業	非木造 100万円 木造共同住宅 3万円×戸数	非木造の一戸建て住宅の所有者 木造の共同または長屋住宅(500㎡以下)の所有者	・非木造住宅 耐震診断費用の2/3以内 ・木造共同住宅等 一戸当たりの耐震診断費用の2/3以内	都市整備課
①	民間建築物アスベスト対策事業	調査 25万円 除去等 200万円	アスベスト対策事業を行う建築物の所有者	含有調査 調査費の10/10 除去等 工事費の2/3以内	都市整備課
㊦	屋根遮熱塗装推進事業	20万円	市民、町内会、市内事業者	所有する建築物に遮熱塗装(塗り替え)を行う費用の1/3以内	都市整備課
新 ①	浄化槽設置整備事業	設置する浄化槽の規模により補助額が異なります。	補助対象となる地域の方	新築住宅 設置費用の4/10以内 既存住宅 設置費用の10/10以内	下水道課

◎：新築時に活用可能      ①：リフォーム時に活用可能      ㊦：新築・リフォーム以外で活用可能  
 ※詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。



# あなたの住まいづくりを応援します

## 高山市の 新補助制度

市では住宅エコポイントを活用した新築・改修や、中心市街地の定住促進に補助制度を創設しました。  
このチャンスにお住まいの新築やリフォームなどを考えてみませんか？

### ◎住宅エコ推進補助

## エコ住宅の新築・エコリフォームに補助 補助額は住宅エコポイントの最大1・5倍

市では国の「住宅エコポイント制度」(※下段参照)を活用した住宅について助成する「住宅エコ推進補助」を創設しました。

**対象工事** 住宅エコポイントの対象で市内業者(個人事業者含む)と契約を締結した次の工事(契約相手が建設業の許可を受けた事業者の支店、営業所等の場合は平成21年1月1日以前に法人設立(開設)申告書が受理された者に限る)

○**エコ住宅の新築の場合**  
平成21年12月8日から平成22年12月31日までに着工した工事

○**エコリフォームの場合**  
平成22年1月1日から12月31日



までに着工した工事

**対象者** 前記の対象工事に対して、住宅エコポイントの発行を受けた市民または法人(市内に住所を置くもの)

**補助額** 住宅エコポイント制度で発行されたポイント数の最大で1・5倍の相当額(限度額45万円)  
**補助申請に必要なもの**

補助金交付申請書、「ポイント通知はがき」の写し(原本を持参願います)、契約書や領収書の写し、住宅の位置図など

**受付開始日** 5月6日(木)

**問合せ先** 都市整備課  
☎35-3159  
各支所基盤産業課

### ◎住宅エコポイントとは？

高い省エネ効果のあるエコ住宅の新築やエコリフォームに対してさまざまな商品やサービスと交換可能なポイントが発行される制度です。

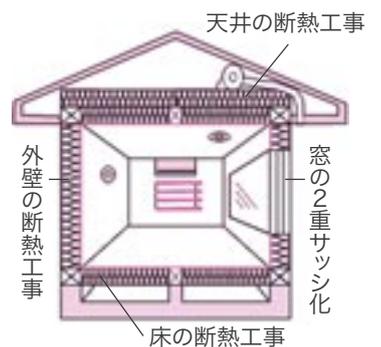
#### 対象工事内容と発行ポイント数

(工事の着工期間については、市の住宅エコ推進補助と同じ)

○**エコ住宅の新築** 省エネ法のトップランナー基準相当の住宅または次世代省エネ基準を満たす住宅(エコポイント対象住宅証明書などが必要) 30万ポイント  
○**エコリフォーム** 次の①又は②

## 住宅エコ推進補助 市民・事業者説明会

期日 5月17日(月)  
時間 事業者向け 午後2時～  
午後4時～  
市民向け 午後7時～  
場所 市役所 地下市民ホール  
※各支所地域においても別日程で開催予定です



の改修工事 ①窓の断熱改修(内窓設置、ガラス交換など)一ヶ所あたり2000～1万8000ポイント(窓の大きさによる) ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 施行箇所により3万～10万ポイント ※①・②と併せてバリアフリーリフォームを行う場合、ポイントを加算(一ヶ所あたり5000～2万5000ポイント)  
※いずれも住宅エコポイント事務局に登録され、この地域の基準を満たす製品を使用することが必要です。

**市内のポイントの申請場所** (株)ヤマカタヤ高山店(問屋町)☎37-1155、(株)ぎふ建築住宅センター飛騨出張所(昭和町)☎34-0253、(株)山西高山店(松本町)☎35-2535  
**問合せ先** 住宅エコポイント事務局(ナビダイヤル)☎0570-064717 有料)

◎まちなか居住促進事業補助

# 中心市街地の定住促進に 補助制度を創設

持家住宅を

**新築、取得、改修する場合**

●まちなか定住促進事業

中心市街地活性化区域内で、自己居住用の住宅を新築、取得、改修する場合、要した経費の一部を市が助成します。

**補助対象者**

中心市街地活性化区域内で自己居住用の住宅を新築、取得、改修し、5年以上継続して居住し、積極的に地域住民と交流する意思のある方

**補助対象経費**

住宅の新築、取得、改修費用。新築、改修などの工事費について補助を受ける場合は、市内業者と契約したものに限る。

**補助金額**

補助対象経費の1/2以内、限度額100万円（従前から中心市街地活性化区域内に居住している場合補助対象経費300万円以上、限度額30万円）

賃貸住宅に入居する場合

●まちなか居住推進

パートナースhip事業

市に登録された中心市街地活性化区域内の賃貸住宅へ入居した場合に家賃の一部を市が助成します。

**補助対象者**

新たに中心市街地活性化区域内の登録賃貸住宅に移住する方

**補助対象経費**

賃貸住宅の家賃として支払った額

**補助金額**

家賃の1/3以内、月額限度額1万5000円以内（最大3年間）  
市に登録できる賃貸住宅の要件  
・美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に適合しているもの  
・下水道を完備しているもの  
・集合住宅の場合、昭和56年6月1日以降に建築着工したもの、または、耐震補強を行ったもの

中心市街地活性化区域



賃貸住宅を建設する場合

●まちなか集合住宅等

建設促進事業

中心市街地活性化区域内で行う賃貸住宅の建設費用の一部を市が助成します。

**補助対象者**

中心市街地活性化区域内で賃貸住宅（集合住宅の場合5戸以上）を建設、改修する方

**補助対象経費**

賃貸住宅の建設、改修費用。補助対象となる費用については、市内

業者と契約したものに限り

**補助金額**

補助対象経費の1/10以内、集合住宅の場合は限度額500万円（戸建住宅の場合は補助対象経費100万円以上、限度額100万円）

**補助対象となる賃貸住宅の要件**

・美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に適合しているもの

問合せ先

中心市街地活性化推進室  
35-3426

# 他の支援制度との併用も可能です

## 各種支援制度を組み合わせたモデルケース

### リフォーム例(その4) 住宅エコポイント+さまざまな工事

住宅エコポイント制度(①②)を活用して断熱工事などを行い、耐震補強工事(③)と屋根遮熱塗装(④)を行い、地域材を構造材として使用(⑤)して増築を行った場合

①住宅エコポイント	30万ポイント(国)	} (市補助金)
②住宅エコ推進補助	45万円	
③耐震補強工事	180万円	
④屋根遮熱塗装	20万円	
⑤匠の家づくり支援	20万円	
合計	295万円(最大)	

補助金295万円  
(相当)

①30万ポイント
②45万円
③180万円
④20万円
⑤20万円

### リフォーム例(その1) 住宅エコポイントのみ

住宅エコポイント制度(①②)を活用して断熱工事などを行った場合

①住宅エコポイント	30万ポイント(国)
②住宅エコ推進補助	45万円(市補助金)
合計	75万円(最大)

補助金75万円  
(相当)

①30万ポイント
②45万円

### 新築例(その1) 住宅エコポイント+まちなか移住

中心市街地活性化区域に移住(③)する世帯が、地域材を構造材として使用(④⑤)し、かつ長期優良住宅の認定(①②)を受けた木造住宅を新築する場合

①住宅エコポイント	30万ポイント(国)	} (市補助金)
②住宅エコ推進補助	45万円	
③まちなか居住促進	100万円	
④匠の家づくり支援	50万円	
⑤ぎふの木で家づくり	20万円(県補助金)	
合計	245万円(最大)	

補助金245万円  
(相当)

①30万ポイント
②45万円
③100万円
④50万円
⑤20万円

### リフォーム例(その2) 住宅エコポイント+耐震補強

平成12年5月以前の木造住宅で住宅エコポイント制度(①②)を活用して断熱工事などを行い、併せて耐震補強工事(③)を行った場合

①住宅エコポイント	30万ポイント(国)	} (市補助金)
②住宅エコ推進補助	45万円	
③耐震補強	180万円	
合計	255万円(最大)	

補助金255万円  
(相当)

①30万ポイント
②45万円
③180万円

### 新築例(その2) 住宅エコポイント+まちなか建替え

中心市街地活性化区域内に住んでいる人が、地域材を構造材として(④⑤)エコ住宅(①②)に建替えた(③)場合

①住宅エコポイント	30万ポイント(国)	} (市補助金)
②住宅エコ推進補助	45万円	
③まちなか居住促進	30万円	
④匠の家づくり支援	50万円	
⑤ぎふの木で家づくり	20万円(県補助)	
合計	175万円(最大)	

補助金175万円  
(相当)

①30万ポイント
②45万円
③30万円
④50万円
⑤20万円

### リフォーム例(その3) 住宅エコポイント+バリアフリー

要介護認定を受けた高齢者がいる世帯が、住宅エコポイント対象工事(①②)に併せて高齢者等住宅改修(③)を行った場合

①住宅エコポイント	30万ポイント(国)	} (市補助金)
②住宅エコ推進補助	45万円	
③高齢者等住宅改修	75万円	
合計	150万円(最大)	

補助金125万円  
(相当)

①20万ポイント
②30万円
③75万円

合計は住宅エコポイント1ポイントを1円に換算し計算しています